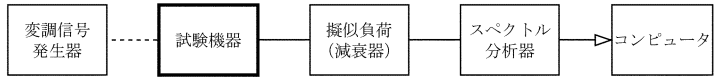
５　試験結果の記載方法

周波数の偏差は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率（10^{-6}）の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

［削る］

五　占有周波数帯幅

１　測定系統図



２　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音より十分高いこと
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間とする。ただし、バースト波の場合は、１バースト継続時間以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑵　占有周波数帯幅が最大となる信号で変調する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を、２とする。

⑵　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑶　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑷　全データの電力総和を求め、「全電力」値とする。

⑸　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑹　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

５　試験結果の記載方法

⑴　周波数の偏差（指定周波数帯）

ア　「上限周波数」及び「下限周波数」をMHz単位で記載する。

イ　アの「上限周波数」及び「下限周波数」が指定周波数帯内であることを確認し、「良」又は「否」で記載する。

⑵　占有周波数帯幅　「上限周波数」と「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

６　その他の条件

⑴　占有周波数帯幅が最大となる信号は、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号又は15段ＰＮ符号）による変調とする。ただし、この設定ができないときは、通常の使用状態における占有周波数帯幅が最大となる信号を用いることができる。

⑵　バースト波の場合はバースト時間を最小に設定し、バースト波の過渡応答時間を可変するものは最小時間に設定する等占有周波数帯幅が最大となる状態にする。

［新設］